

最終更新日：2009年1月21日

ウチダエスコ株式会社

代表取締役社長 武井均

問合せ先：社長室 047-382-4193

証券コード：4699

<http://www.esco.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「市場の変化に敏感に対応し、高度な技術力と強力な営業力をもってお客様のニーズにお応えすることにより、収益性の高いサービスプロバイダーを目指す」ことを基本理念としています。この理念のもと、営業基盤の拡充、収益力の強化を通じて企業価値を高め、株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの信頼を得て、持続的な発展をとげることを経営の目的にしており、それを実現するために、コーポレートガバナンスとして、「経営環境の変化への迅速な対応」、「経営の透明性の確保」、「経営監視機能の充実」、「コンプライアンスの重視」の4項目を重要課題と認識して、その確実な実施に向けて取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社内田洋行	1,239,000	34.42
ウチダユニコム株式会社	262,000	7.28
ウチダエスコ持株会	225,300	6.26
株式会社大塚商会	180,000	5.00
關 昌	103,000	2.86
竹内 哲也	102,800	2.86
セイコープレジジョン・サービス株式会社	80,000	2.22
竹田 和平	70,000	1.94
高橋 信雄	67,000	1.86
株式会社りそな銀行	40,000	1.11

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期	7月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	株式会社内田洋行（上場：東京 大阪）
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社と定期的に経営情報を交換し、サービスの開発及び顧客開拓において連携した活動を展開、あわせて人材の相互交流も行っておりますが、一方では、当社独自に、企業環境を踏まえた上で3ヵ年の中期経営計画を策定し、その確実な実行並びに進捗状況を踏まえ、1年ごとに見直しを行っております。この基本計画に基づき取締役会をはじめとして、十分に議論を尽くして上場会社としての意思決定、業務執行を行っているものであり、経営の独立性は十分に確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大久保 昇	その他							○		
江口 英則	その他							○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
大久保 昇	——	親会社の役員であり、当社事業に精通し、優れた見識で経営を監視し得ること
江口 英則	——	親会社の執行役員であり、当社事業に精通し、優れた見識で経営を監視し得ること

その他社外取締役の主な活動に関する事項

直前事業年度である平成 20 年 7 月期には取締役会を 14 回開催。大久保取締役及び江口取締役は、止むを得ない事情がある場合を除き、取締役会に出席し、当社の業務執行状況並びに業界動向に関する事項等、適宜適切な意見をいただいています。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置していない
監査役の数	3 名

監査役と会計監査人の連携状況

年 2 回、半期ごとに監査役とあずさ監査法人の定例会を実施、監査法人より監査実施状況の報告を受けるのをはじめとして、連携して取り組んでいます。

監査役と内部監査部門の連携状況

平成 20 年 7 月 21 日に内部監査部門として内部監査室を設置、監査役と随時連絡を取り合っており、監査業務を行う体制としています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
久田 雅康	その他							○		
西川 一幸	その他					○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
久田 雅康	——	親会社の常勤監査役で監査業務に精通、優れた見識

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		で経営を監視しうること
西川 一幸	現在、株式会社富士通エフサス取締役経営執行役常務	主要取引先の役員であり、優れた見識で経営を監視しうること

その他社外監査役の主な活動に関する事項

直前事業年度である平成 20 年 7 月期には 14 回の取締役会を開催。止むを得ない事情がある場合を除き、取締役会に出席し、コンプライアンスをはじめとして適宜適切な意見をいただいています。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度について、今後の実施に向けて検討しています。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

第 36 期(平成 19 年 7 月 21 日～平成 20 年 7 月 20 日)開示内容

取締役 10 名 62,913 千円(うち、社外取締役 2 名 1,200 千円)

監査役 12,693 千円(うち、社外監査役 2 名 360 千円)

(注)1. 平成 7 年 10 月 26 日に開催された株主総会の決議による取締役の報酬は年 15,000 万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません)、監査役の報酬は年額 3,000 万円以内であります。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会事務局を社長室内に置いて、社外役員も含め円滑な取締役会運営等の業務を行っていますが、社外役員の補佐専任スタッフは置いていません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会を毎月、定例的に開催し、経営戦略・方針等、経営の重要事項及び業務執行状況について、意思決定、監視を行い、また、取締役常務執行役員以上で構成する経営委員会を毎月開催、経営の重要事項について協議をしています。監査役は取締役会に出席し独立した立場で適宜、意見の表明を行い、経営を監視すると共に、子会社を含め厳正な監査を実施、また、監査役と監査法人とは情報、意見の交換を行い、相互連携を図っています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成 20 年 10 月 16 日開催の第 36 期定時株主総会の招集通知を 9 月 24 日に発送しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	平成 20 年 3 月に中間決算説明会、9 月に決算説明会を開催、社長より決算状況並びに第 7 次中期経営計画（平成 19 年 8 月～平成 22 年 7 月）の進捗状況について説明いたしました。
IR 資料のホームページ掲載	なし	ホームページに「IR 情報」の項目を設け、IR ニュース、決算短信、決算説明会要旨および資料、ビジネス・レポート等を掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	IR 担当部署を管理本部内に設け、IR 担当役員は取締役常務執行役員管理本部長、IR 事務連絡担当者は社長室長

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実施	本社、東京支社で平成 15 年 11 月に ISO14001 の認証を取得、環境保全活動に取り組んでいます。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

内部統制システムの構築を、持続的な発展、企業価値の増大という経営目的を実現するためのコーポレートガバナンスの一環と捉え、取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底、リスク管理体制の充実、取締役の効率的な職務執行体制の構築、企業グループとしての内部統制システム構築並びに監査役監査等の監視体制の充実を図っていくことを基本方針としています。

【整備状況】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行状況について、法令、定款及び当社諸規程等に照らして、取締役会による監督及び監査役による監査、また、管理部門における点検を通じて、コンプライアンスの維持向上を図っております。
- (2) 「コンプライアンスの基本方針」、「ウチダエスコグループ行動規範」および法令違反等があった場合の通報体制として「内部通報制度」を制定するとともに、推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、集合研修、e-ラーニング等を通じて法令等、ルール遵守の教育を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を定め、推進体制として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティマネジメントシステムの適切な運用により、情報セキュリティの維持・向上を図っています。
- (2) 取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適正に記録し、「文書管理規定」、「文書保存年限基準」及び情報管理に関して定めてある規程等に基づき適切に保存、管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、経営をめぐる各種リスクについて総括的な管理を行っています。各種リスクへの対応状況を踏まえ、定期的に残存リスク、優先度について評価を行い、新たな対応が必要なリスクを特定し、その対応策を策定、実施することによりリスク低減を図っていきます。
- (2) 情報セキュリティ、災害等をはじめ、個別リスクについて規程、マニュアル等を定め、これに基づき活動していくとともに、継続的に見直しを行っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営環境の変化に対応するために3ヵ年ごとに中期経営計画を策定、実施すると共に、中計に基づいた単年度の経営計画を策定、実施しております。
- (2) 営業本部、マーケティング本部、管理本部の3本部および営業本部に東日本フィールドサポート事業部、西日本フィールドサポート事業部、ネットワークデザイン事業部、オフィスシステム事業部、ソリューションビジネス事業部の5事業部を設置し、取締役が本部長、事業部長の任に当たり、職務・決裁権限に係る規程等に基づき各本部、事業部の業務を執行しております。
- (3) 本部・事業部ごとに幹部社員による会議を毎月開催、業務全般について討議・決定を行い、また取締役常務執行役員以上で構成する経営委員会を開催、経営の重要課題につき討議・決定を踏まえて、毎月の定例取締役会を開催し、経営の意思決定を行っています。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社、子会社との連携を密にして企業集団における内部統制システム構築を行います。特に子会社については、「ウチ

ダエスコグループ運営規程」に基づき、個々の子会社を担当する取締役は子会社の業務執行状況を把握し、支援、指導を行い、また、「ウチダエスコグループ行動規範」に基づき、法令遵守を徹底するなど、当該子会社取締役と連携して企業グループとしての内部統制システム構築を図っております。

6. 監査役による監査の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、補助する業務内容に応じて当該使用人を選出、対応します。
- b. 監査の補助に係る業務について当該使用人に対する指揮命令権は、監査役とします。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人は、経営の状況、事業の進捗状況、財務の状況、コンプライアンスの状況ほか、経営の重要事項を監査役に対して定期的に報告します。
- b. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、取締役・使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実の発生、重要な会計方針の変更・会計基準等の制定等があった場合、監査役に対して速やかに報告します。

(3) その他監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は取締役会に出席し重要事項の報告を受けると共に、監査法人と定期的に情報、意見の交換を行い、相互連携を図ります。
- b. 代表取締役社長と監査役との間で、監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催します。

7. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応し、被害防止に努めます。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、これに基づく内部統制システムの整備・運用を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行います。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

